

## 介護保険サービス事業所を運営するにあたって

介護保険サービス事業所を運営するにあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）や姫路市基準条例及び要綱に定める規定等を遵守しなければなりません。

監査指導課では、介護保険サービス事業者向けに、ホームページを通じて手続きに必要な情報や様式等を公開しています。手続きごとに確認すべき掲載先をお示しますので、その内容について必ず確認してください。

なお、姫路市ホームページ内検索を用いて検索する際には、「該当ページタイトル」又は「ID番号」のどちらを入力しても検索していただけます。

### 1 新規指定について

介護保険法による指定を受けようとする場合に必要となる手続き等について掲載しています。

指定申請を行うに当たって、提出期限が定められています。提出期限までに申請書類を提出しなかった場合、指定を受けることが出来ませんので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

なお、指定申請を行う前に、必ず監査指導課と事前協議を行う必要があります。

#### 【掲載先】

[介護保険サービス事業者]新規指定（許可）申請（ID:2898）

※なお、地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、指定申請に至る前段の手続きとして、

「介護保険課との協議」または「高齢者支援課の公募による選考」が必要ですので、事前に担当課へご相談ください。

#### 【留意点】

指定申請を行ってから姫路市の指定を受けるまで約1ヶ月の期間があります。当初提出していた添付書類を含む申請書類において、変更が生じた場合は、必ず申請書類の変更を申し出ください。

変更の申し出を行わず、指定を受けた場合、不正の手段による指定を受けたとして、当該指定の取消しを行うことがあります。

### 2 指定更新について

介護保険法による指定を更新する場合に必要となる手続き等について掲載しています。

介護保険サービス事業を継続して行うには、6年ごとに指定の更新が必要です。更新申請を行わないまま、指定有効期限が過ぎた場合、事業を継続することができませんので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。なお、更新対象事業所に対しては、事前に通知します。

#### 【掲載先】

[介護サービス事業者]指定更新申請（ID:2880）

### 3 変更の届出について

介護保険法による指定に係る事項について変更があった場合に必要となる手続き等について掲載しています。

介護保険サービス事業所の指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内に、姫路市へ届け出なければなりません。

変更の届出が必要となる事項及びその際に必要となる提出書類についても掲載していますので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

#### 【掲載先】

[介護サービス事業者]変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2928)

### 4 事業の廃止又は休止について

指定を受けた介護保険サービス事業を廃止、又は休止する場合に必要となる手続き等について掲載しています。

介護保険サービス事業を廃止し、又は休止しようとする場合、廃止日又は休止日の一月前までに、姫路市へ届け出なければなりません。

#### 【掲載先】

[介護サービス事業者]変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2928)

### 5 事業の再開について

休止した介護保険サービス事業を再開する場合に必要となる手続き等について掲載しています。

休止した介護保険サービス事業を再開した場合、再開した日から10日以内に、姫路市へ届け出なければなりません。

なお、事業を再開するに当たっては、必ず監査指導課に事前相談を行ってください。

#### 【掲載先】

[介護サービス事業者]変更・休止・廃止等に関する届出(ID:2928)

### 6 介護給付費の算定及び加算・減算について

新たに事業を開始した場合及び加算の算定をし、又は減算の適用を受ける場合に必要となる手続き等について掲載しています。

新たに加算等を算定する場合、介護保険サービスごとに提出期限が定められており、提出期限までに、姫路市へ届け出なければなりません。

届出が必要となる事項及びその際に必要となる提出書類についても掲載していますので、必ず、該当ページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

#### 【掲載先】

[介護サービス事業者] 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(ID:2785)

[共通] 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に関する届出(ID:2875)

## 7 業務管理体制の整備について

業務管理体制の整備について、必要となる手続き等について掲載しています。

初めて介護保険サービス事業所を運営するに当たっては、法令等遵守のために、業務管理体制を整備しなければなりません。

届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届を姫路市に提出しなければなりません。

### 【掲載先】

[介護保険] 業務管理体制整備に関する届出について(ID:3037)

## 8 その他掲載情報について

(1) 姫路市における介護保険事業所の人員基準・運営基準等に関する留意事項

姫路市における介護保険事業所の人員基準・運営基準等に関する解釈等について掲載しています。

### 【掲載先】

姫路市における介護保険事業所の人員基準・運営基準等に関する留意事項(ID:9291)

(2) 実地指導について

姫路市が過去に実施した実地指導において、指摘した事項を掲載しています。

### 【掲載先】

[介護保険] 実地指導について(ID:8274)

## 9 お問い合わせ先

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所8階

姫路市健康福祉局福祉総務部監査指導課介護指定担当

電話番号：079-221-2490 FAX 番号：079-221-2487

E-mail : kaigo-kansashido@city.himeji.lg.jp